

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置をおこなったのでお知らせします。

措置対象業者	(商号) 森松工業(株) (所在地) 岐阜県本巣市見延1430番8号 (代表者) 代表取締役社長 松久 晃基 (本市登録) 登録業種: 工事(鋼構造物、機械) <業者番号: 35516>
措置の内容	令和3年2月2日から8ヵ月間の競争入札参加停止(令和3年10月1日まで)
措置の根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第2号イ(贈賄)
事件の概要	令和3年1月23日、森松工業(株)の社員が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事をめぐり、便宜を受けた見返りに市職員に現金210万円を手渡したとして、兵庫県警に贈賄容疑で逮捕された。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 赤木
TEL 711-4181 (内1551)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領(抜粋)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のア、イ又はウに掲げる者が本市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 <u>イ 一般役員等</u> ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 9ヵ月以上18ヵ月以内 <u>6ヵ月以上12ヵ月以内</u> 3ヵ月以上6ヵ月以内